

若者気候訴訟の意義と争点

2025年11月1日

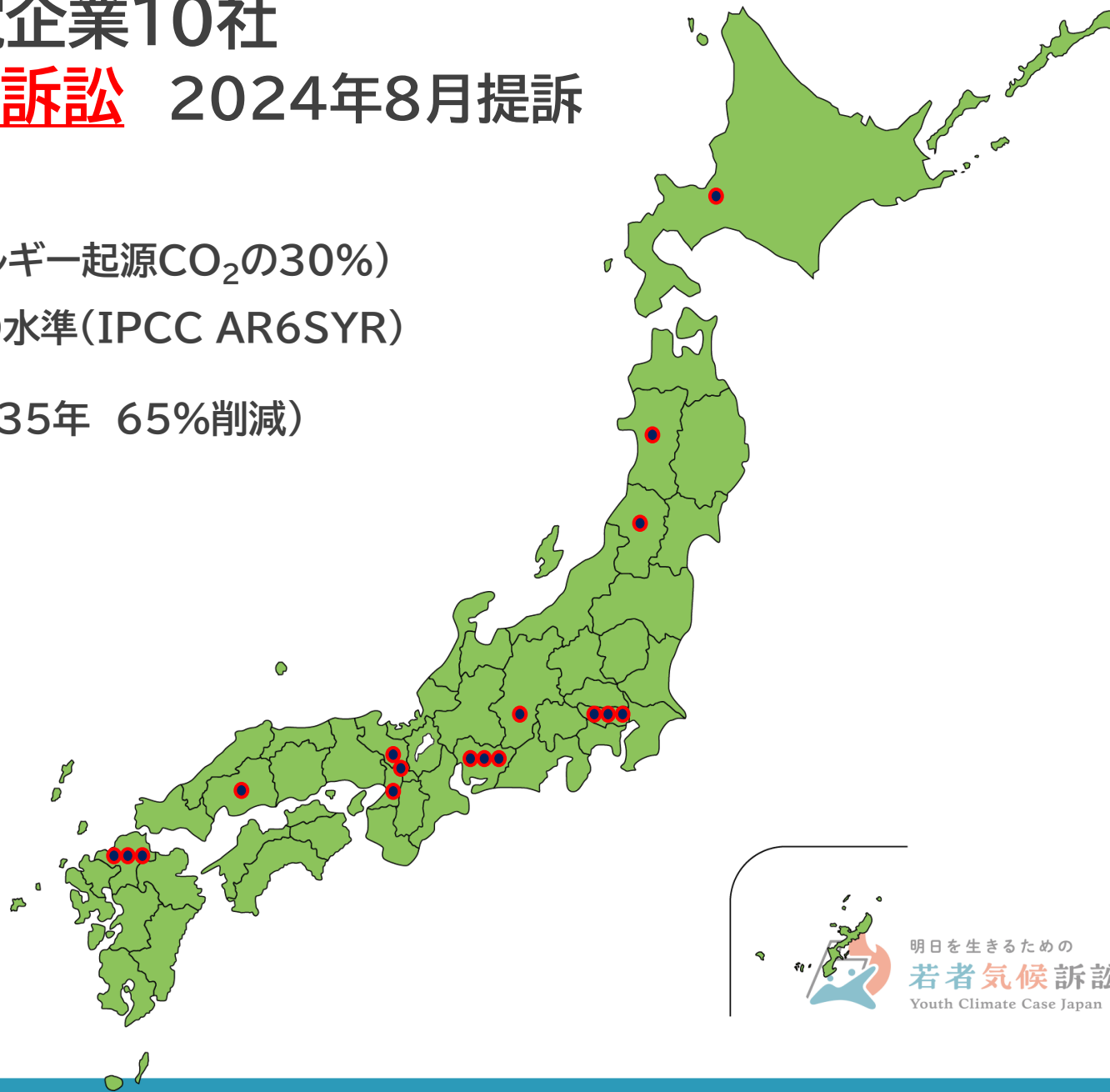
若者が挑む気候正義

若者気候訴訟弁護団 浅岡美恵

若者気候訴訟:若者vs火力発電企業10社

主要排出企業に対する枠組み訴訟 2024年8月提訴

- 原告 14歳から29歳の若者たち
- 被告 日本の主要火力発電事業者10社(エネルギー起源CO₂の30%)
- 請求 1.5℃目標と整合する科学と国際合意の水準(IPCC AR6SYR)での排出量の削減を求める訴訟
(2030年 2019年比 48%削減、2035年 65%削減)
- 請求根拠 民法不法行為法





世界で若者たちが訴訟を提起 —勝訴へ

2023年8月、米国モンタナ州
勝訴した子どもたち→



↑ドイツ:2021年3月憲法裁判所で勝訴



ハワイ:交通部門の削減を求めて提訴。2024年に州と和解。実施中

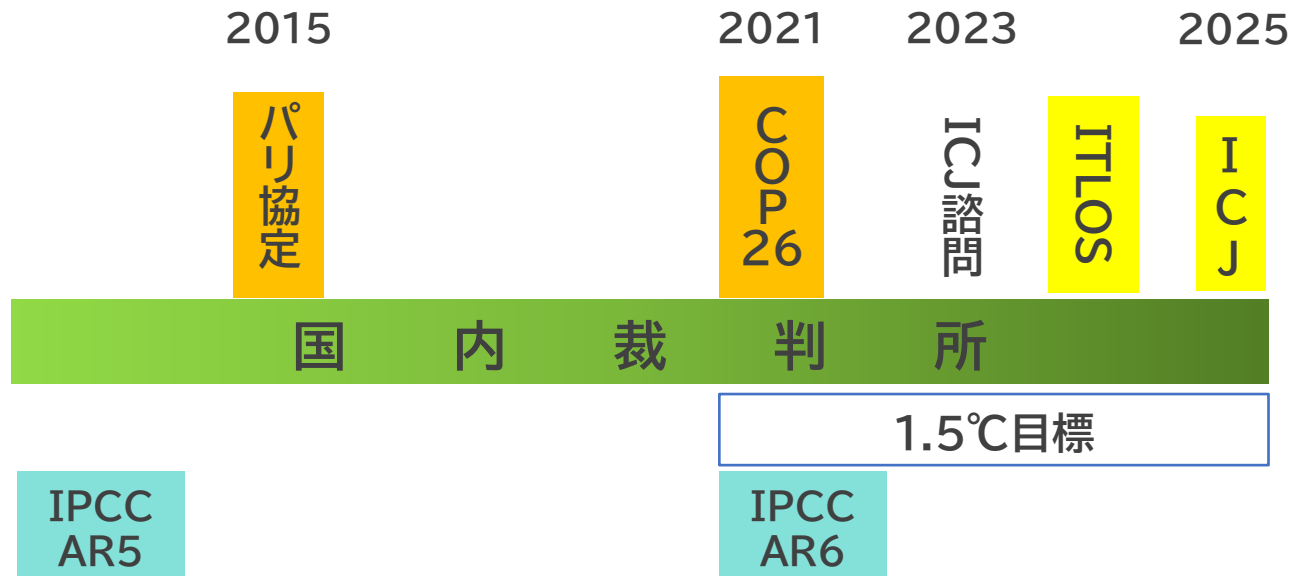


↑2024年8月 韓国でも

ICJ 勧告的意見の背景

国の排出削減義務 枠組み訴訟で確立

- 科学的知見と気候変動対応の重要性、緊急性
- 国際合意の積み重ね
- 国際司法機関、人権司法機関及び
各国内の司法判断を集大成(若者たち)



- 国・州に対する「枠組み訴訟」
 - 2013～2019 オランダ最高裁
Urgenda財団vsオランダ政府
 - 2018～2021 **ドイツ憲法裁判所**
若者たちvsドイツ国
 - 2017～2024 **欧州人権裁判所(ポルトガル)**
スイス高齢者団体vsスイス国
 - 2020～2024 **韓国憲法裁判所**
若者 vs 政府
 - 2020～2024 米国モンタナ州最高裁
若者vs州政府
- 国や州政府に対するその他の訴訟
 - 2023 ブラジル最高裁
 - 2024 インド最高裁
 - 2024 **ハワイ州 若者訴訟**
交通対策について州当局と和解

国際司法裁判所 2025.7.23 バヌアツなどの申立てで総会決議

2023年3月 国連総会決議をもって、勧告的意見を要請

- 国際慣習法等に基づき、国家は現在の世代と将来の世代の利益のために、気候系と環境を保護する義務を負っているか？

Yes！ 気候変動による被害は人権侵害

1.5℃目標に、各国に協力義務。高い野心による
排出削減義務。

国家には、企業の活動を規制する義務

- 小島嶼開発途上国などや被害を受けた人々、将来の世代との関係において、国家の行為または不作為には、どのような法的結果が生じるのか

国家の削減義務などの不履行は不法行為を構成し、

- 1)削減義務を履行、違法行為を中止
- 2)損害賠償も



始まりは海面上昇の危険にさらされている小島嶼国の27人の若者たち

— ICJ勧告的意見と太平洋諸島気候変動対策連合(PISFCC)の取り組み

【ヴィシャル・プラシャドPISFCC代表のコメント】

ICJの勧告的意見は、

- 小島嶼国、太平洋地域のコミュニティ、若者、そして未来の世代にとって、この見解は命綱であり、我々が大切に愛するものを守る機会だ。
- 今日は気候正義にとって歴史的な日であり、その実現に一步近づいた。
- この見解は、気候変動に脆弱な国々と最前線のコミュニティが長年求めてきたこと、すなわち、富裕で排出量の多い国々は、国際法に沿って排出量を急速に削減し、化石燃料の拡大を止め、資金・適応策・救済措置を通じて危機の被害者を支援しなければならない。
- この判断は今後数年にわたり気候訴訟や提言活動の指針となるだろう。



国家が成立した後、その構成要素のひとつが消滅しても、必ずしも国家としての地位が喪失するとは限らない。(363)

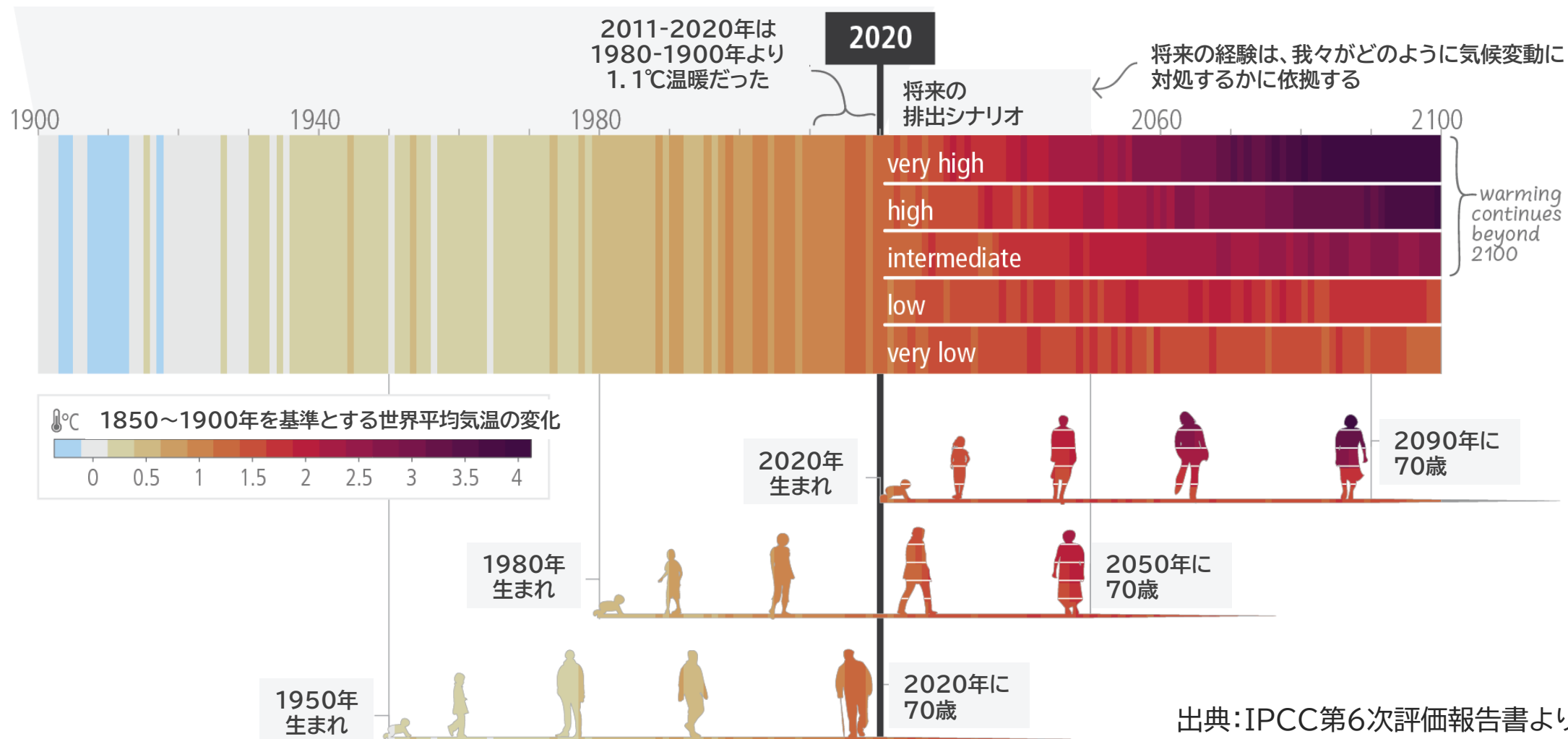
若者気候訴訟を提起した理由

- 安定した気候はすべての人権の基礎(国際司法裁判所)
気候危機！ 生命、健康、生活の危機。1.5℃で温暖化を止める
残余のカーボンバジェット4000億トンCO₂。日本は66億トン。2050年までに実質ゼロに
- 日本の削減目標は不十分
最大の排出セクターである電力事業者:石炭火力などを継続する方針。削減目標が不十分で、
対策もアンモニア混焼、CCS依存など不適切
- 科学が求める水準での排出削減を法的義務にー世界に先例
企業も排出削減の義務を負う(ハーグ地方裁判所2021年、高裁 2024年)
- 不法行為訴訟:注意義務(削減義務)の内容・水準は？
科学に基づく国際社会のコンセンサスの水準の削減は電力事業者の最低の義務
IPCC第6次統合報告書のCO₂についての指標を最低水準とする

2019年比で、2030年までに48%減、2035年までに65%減

気候変動における世代間の不平等

若年者はより暑い、異なる危険な世界を経験

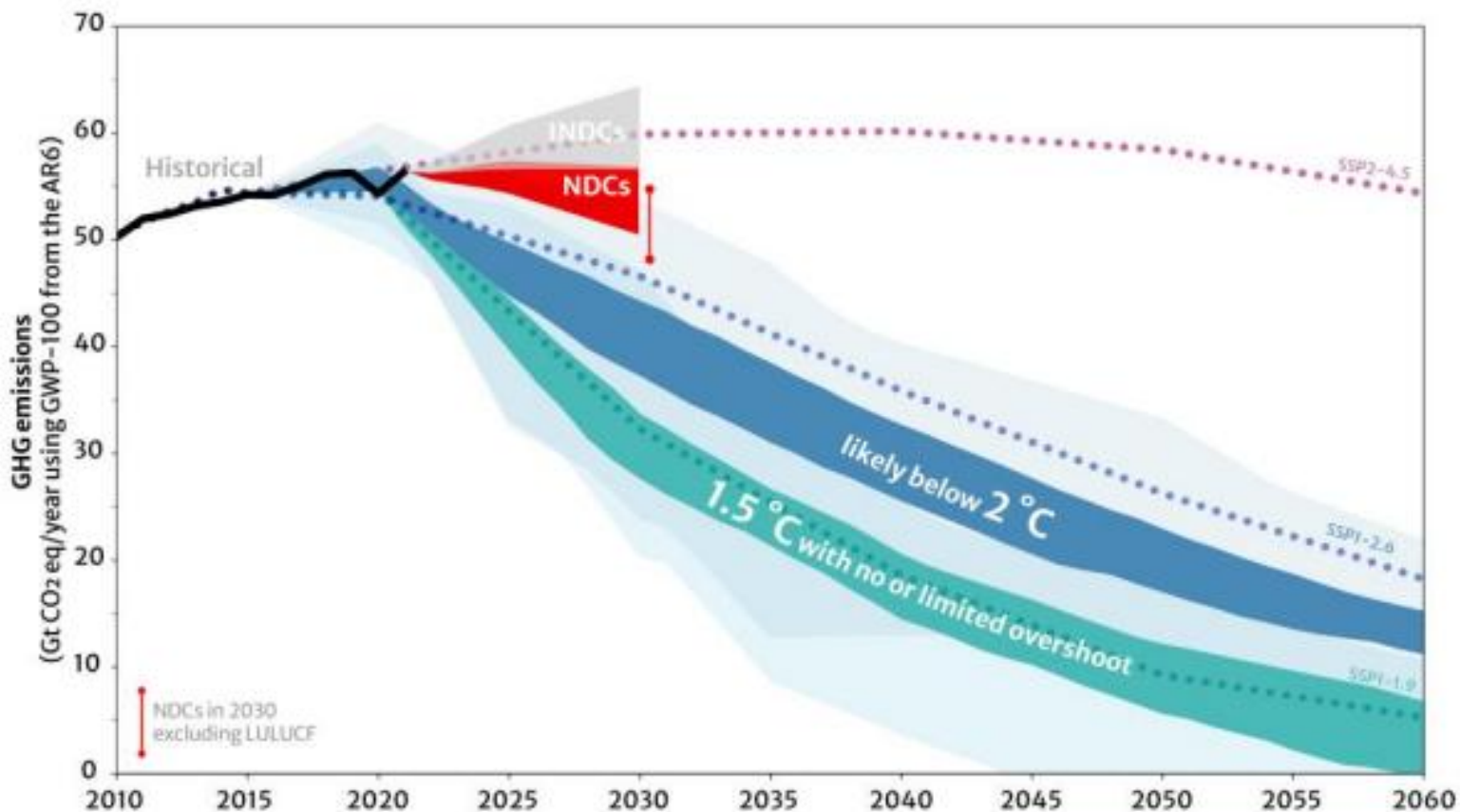
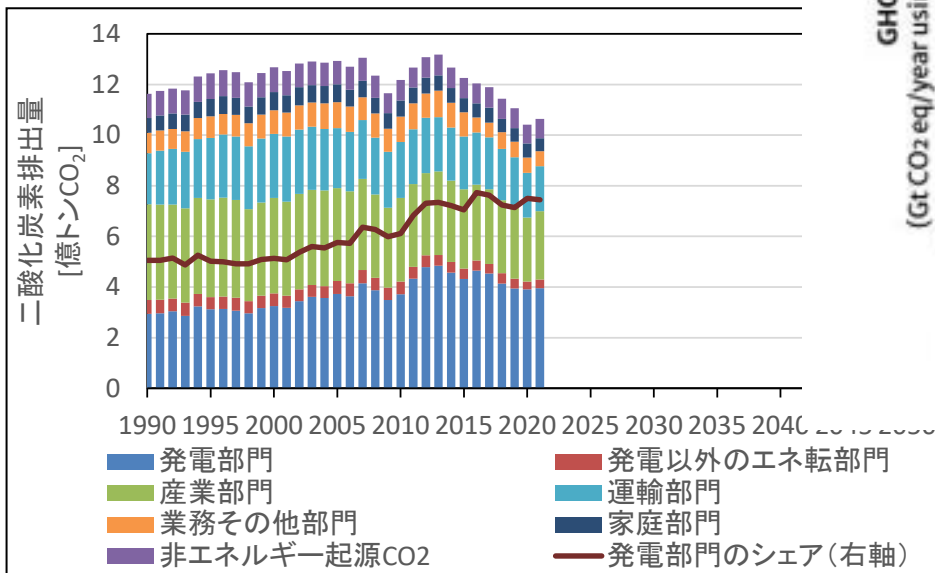


出典: IPCC第6次評価報告書より 訟

Youth Climate Case Japan

各国の削減目標を足し合わせても、1.5℃に届いていない 日本の目標も不十分

日本の削減目標 (2025.2)				IPCC
GHG				CO2
	2013年度比	2019年度比	2019年比	
2030	46%	39%	48%	
2035	60%	52%	65%	
2040	73%	69%	73%	

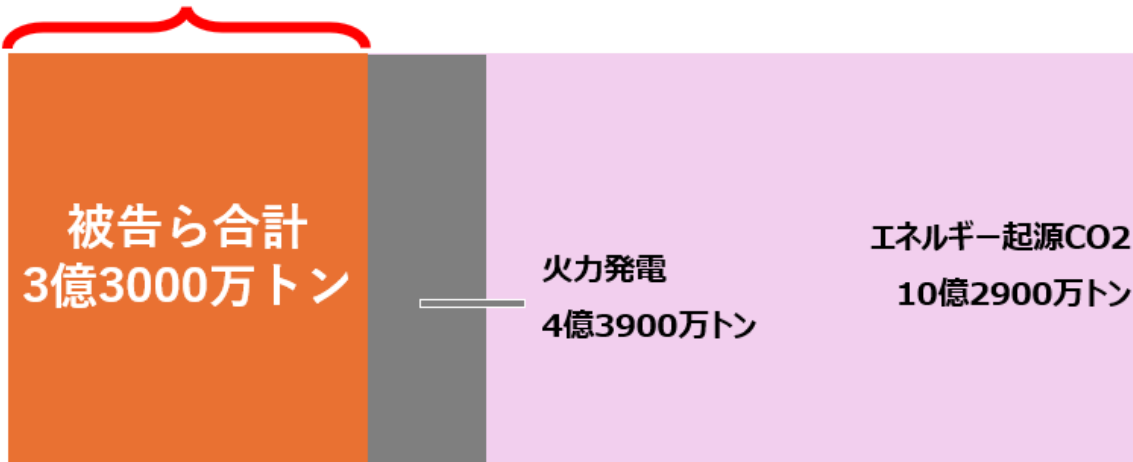


トップ10 火力発電事業者(CO₂の3割以上を排出)の排出削減を義務に

日本のCO₂ 排出企業 トップ18(2019年)

日本のエネルギー起源CO₂排出量の内訳

シェア32.8%



発電事業者の削減義務

2030年までに2019年比48%減

2035年までに2019年比65%減

IPCCによる世界全体での

1.5℃目標実現のための削減経路

IPCCAR&WG1から作成

順位	特定排出者名	業種名	事業者の報告による排出量
1	株式会社JERA	発電所	124,500,784
2	日本製鉄株式会社	高炉による製鉄業	79,356,610
3	JFEスチール株式会社	高炉による製鉄業	53,705,638
4	電源開発株式会社	発電所	42,735,608
5	東北電力株式会社	発電所	30,342,897
6	関西電力株式会社	発電所	26,600,000
7	中国電力株式会社	発電所	18,977,972
8	九州電力株式会社	発電所	18,300,000
9	ENEOS株式会社	石油精製業	18,143,656
10	北陸電力株式会社	発電所	16,500,000
11	株式会社神戸製鋼所	高炉による製鉄業	14,298,429
12	北海道電力株式会社	発電所	13,019,527
13	相馬共同火力発電株式会社	発電所	12,405,843
14	常磐共同火力株式会社	発電所	8,370,844
15	四国電力株式会社	発電所	7,370,000
16	出光興産株式会社	石油精製業	6,978,411
17	東ソー株式会社	ソーダ工業	6,613,001
18	株式会社コベルコパワー神戸	発電所	6,597,792

気候変動
1400万t

被告らの削減目標 ない又は不十分であること

被告らの削減目標（グループ・関連企業含む、2019年度比）

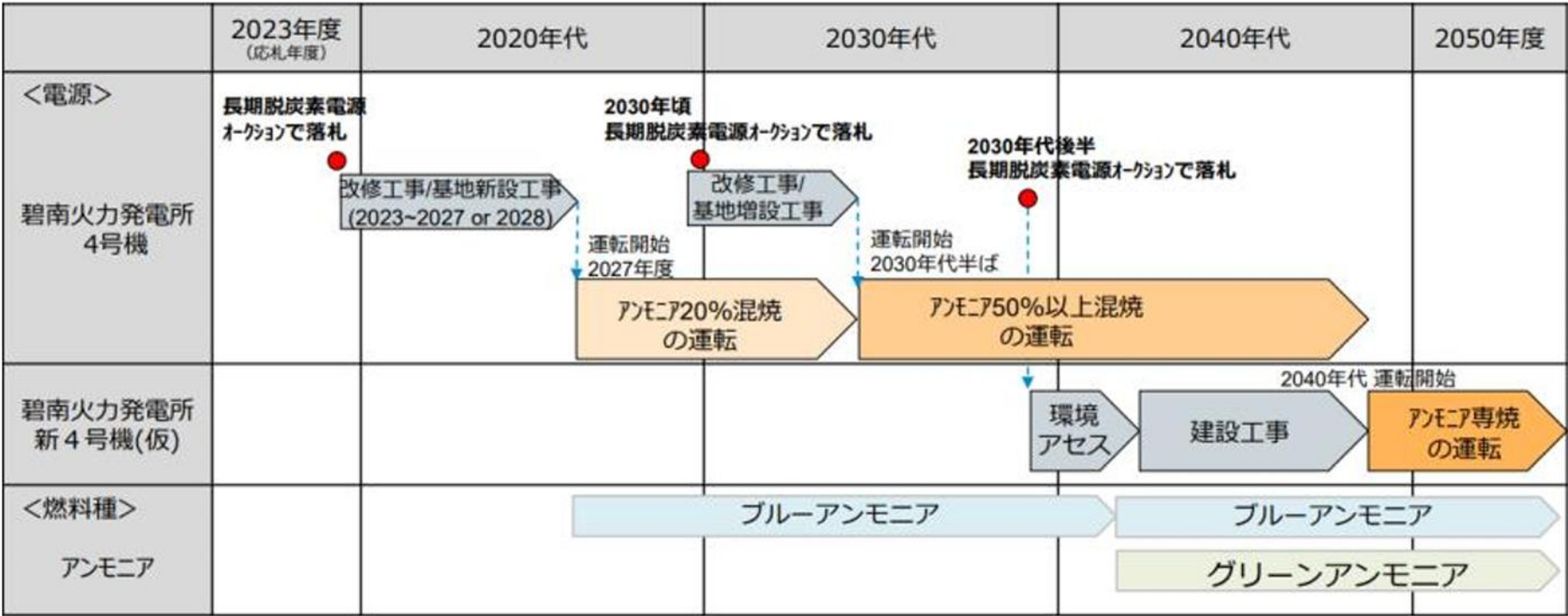
	JERA	東北電力	Jパワー	関西電力	神戸製鋼所
2030年度 (52%以内)	× 総量削減 目標なし	× 54.7%	× 目標はあるが 不明確	× 目標はあるが 不明確	× なし
2035年度 (35%以内)	× 52.0%	× なし	× なし	× なし	× なし
	九州電力	中国電力	北陸電力	北海道電力	四国電力
2030年度 (52%以内)	× 不明	× 60.6%	× 55.1%	× 68.7%	× 69.9%
2035年度 (35%以内)	× なし	× なし	× なし	× なし	× なし

【参考】脱炭素化ロードマップの例

様式 3

碧南火力発電所4号機の脱炭素化ロードマップ

2023年10月
(株式会社JERA)



＜前提条件＞

- ✓ 長期脱炭素電源オークション、サプライチェーン支援等の制度の適用を通じた、適切な投資回収及び事業性の確保
- ✓ 混焼・専焼化のための技術開発の実現及び実証試験の成功
- ✓ 混焼率向上・専焼化のための投資にあたり、金融機関から資金調達ができること
- ✓ 20%混焼の運転開始時期は、サプライチェーン支援等の制度適用を踏まえたアンモニア製造事業等の進捗を考慮して2027年度から変更する
- ✓ 混焼開始時におけるブルーアンモニアの利用については、サプライチェーン支援等の制度適用やCCSの開発状況を踏まえて決定
- ✓ 2040年代のブルー/グリーンアンモニアの利用は、経済性や炭素価格等を踏まえて総合的に判断

グリーンウォッシュ広告の氾濫 欧米は法規制を強化 放置される日本

Jera

会社情報 事業紹介 プレスリリース 採用情報 English

CO₂が出ない火 をつくる。

ゼロエミッション火力 × 再生可能エネルギーで、
2050年CO₂排出ゼロに挑戦します。

発電の常識を変えてみせる。

POSSIBLE



絶対、かなわない。

絶対、とどかない。

絶対、実現できない。

絶対、達成できない。

絶対、なんて誰が決めた？

「CO₂が出ない火をつくる。」

JERAは、ゼロエミッション火力と

再生可能エネルギーで

2050年ゼロに挑戦します。

発電の常識を変えてみせる JERA

※現在は、「CO₂が出ない火をつくる。」のキャッチコピーは変更されている。

出典: JERA HP



第1回期日

第2回期日からは、被告席？





原告たちの訴えに広がる支援の輪

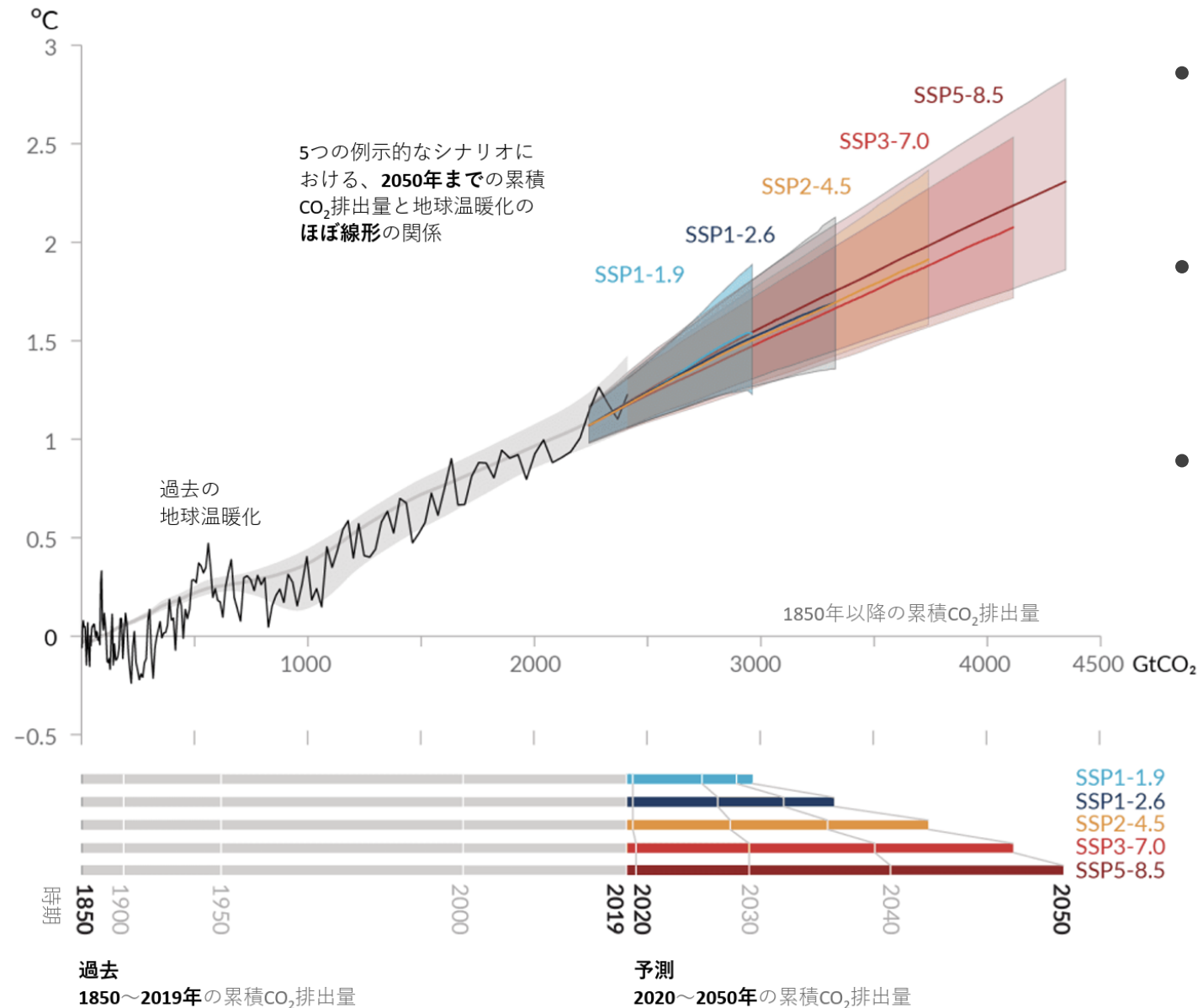


第4回弁論期日までの被告ら電力事業者の主張

- 原告らが訴える被害は軽微。差止めが認められるほどの現実性、重大性、切迫性を欠いている
- 科学も国際合意も今後変更される可能性があり、不確実
- 被告らに排出削減の法的義務を課す法律はない
- 被告らの排出は微少で、原告らの被害との間に、被告らに帰責されり因果関係はない
- 気候変動対策は選挙を通した民主的プロセスに委ねられるべきで、裁判所は口を出すべきでない

CO₂排出が1トン増えるたびに地球温暖化が進行する

累積CO₂排出量（GtCO₂）の関数としての1850～1900年以降の世界平均気温の上昇（℃）



- 産業革命以降の累積総排出量と世界の平均気温上昇が比例関係
- 温度目標に対して
残余のカーボンバジェット
- 1.5℃目標
現在の排出量の10年分もない

将来の累積CO₂排出量はシナリオにより異なり、どの程度の昇温が起こるかを決定する

“気候緊急事態における司法官の役割”を強調

- 気候変動は世界の裁判官が直面する最も重要な問題。
- 裁判官は正義(justice)を実現する役割を担っている。法の支配は裁判官が正義を実現するための力。だが、歴史的に、特権の影響による不正義(injustice)が裁判官による法の支配の公正な適用を阻む障害となってきた。現在の気候非常事態は、不正義に対処するための法の支配が徐々に発展してきた歴史を根底から覆すもの。気候非常事態に直面するなか、生命を維持できる気候に対する市民の権利を守るために、裁判官が法の支配を適用する時間はほとんど残されていない
—おそらく7年—。
- 連邦裁判所が気候正義を実現できなかったことは、州裁判所が、適正手続、平等保護、および公共の信頼の原則を適用し、生命を維持する環境への権利を認める義務を最優先としなければならないことを意味している。私たちの地球の未来と将来世代の生存は、裁判官が勇気を持って職務を遂行し、(気候)法の公正な適用を実現することにかかっている。



(Michael Wilson元ハワイ最高裁判所裁判官 Judges' Journal 2023年秋から)



Thank you

<https://youth4cj.jp/>

<https://kikonet.org/content/36073>

浅岡美恵(Mie ASAOKA)

mie478@mbox.kyoto-inet.or.jp